

戸原小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対応する基本方針

いじめを要因とする児童・生徒の自殺報道が後を絶たない昨今、その子どもたちや保護者の辛さや悲しみは、私たちの想像を絶するものに違いありません。

私たち戸原小学校教職員は、教育に携わるものとして、すべての児童が互いに人権を大切に、生き生きとした学校生活を送れるよう力を尽くします。

戸原小学校の児童がいじめの被害者や加害者になることのないよう、教職員一人ひとりが大きな職責を負っていることを今ここで再確認し、すべての児童が楽しく学校生活を送るため、戸原小学校版「いじめ防止基本方針」を制定し、どんな小さな子どもの変化も見逃さないように全教職員が情報を共有するなかで、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めます。

2 「いじめ」の定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響をあたえる行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【いじめ認知にあたっての基本的な視点】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要

3 いじめの防止等のための取組

【教師の実践】

(1) いじめの早期発見・対応に努める。

- ・職員会議毎に、児童を語る会を開催し、気になる児童の把握と共通認識を図る。
- ・生活アンケートの実施。
- ・日常の子どもへの目配り気配りをする。(児童の様子を注意深く観察、情報交換)

いじめ発見チェックリスト

一日の様子から	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える <input type="checkbox"/> 保健室によく行くようになる <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、なくなったりする <input type="checkbox"/> 掲示物や机等に落書きやいたずらをされる <input type="checkbox"/> 机を付けるのを嫌がられる <input type="checkbox"/> 不必要なお金や物を学校に持ってきている <input type="checkbox"/> 失敗した時の周りからの反応がきつい <input type="checkbox"/> 服が汚れていることが多い <input type="checkbox"/> 表情がさえない等の変化がある <input type="checkbox"/> 持ち物の色や品物が友だちとそろっていることにこだわる
授業中・休み時間	<input type="checkbox"/> 発言や行動を、冷やかされたり、からかわれたりする <input type="checkbox"/> グループ分けで孤立しがちである <input type="checkbox"/> 忘れ物が増えたり、成績が下がる <input type="checkbox"/> 一人でいることが多くなる 他の教室への出入りが増える <input type="checkbox"/> 用もなく職員室に来たり、先生から離れない <input type="checkbox"/> プロレスごっこのような遊びで、いつも技をかけられる <input type="checkbox"/> 鬼ごっこで常に鬼だったり、鬼に全くねらわれない <input type="checkbox"/> 友だち関係の中での呼ばれ方に変化がある（呼び捨てなど）
給食・清掃時	<input type="checkbox"/> 児童が配膳すると嫌がられる <input type="checkbox"/> 不人気なおかずを多く盛られる <input type="checkbox"/> 清掃時、その子の机やいすが運ばれず、放置してある <input type="checkbox"/> いつも皆の嫌がる仕事をさせられている

- ◆ 些細なことでも情報交換（まじめな雑談の奨励）
- ◆ 児童に関する情報は・・・生徒指導窓口→教 頭 →校 長へ速やかに
- ◆ 必要な情報は常に全教職員で共有

- (2) 把握した気がかりな児童には、生徒指導担当・担任の複数で教育相談を行い、教職員全体で注意深く観察を続ける。
- (3) 軽微な問題行動も、将来的にいじめに発展する可能性があるとの認識の下、個別指導及び学級指導・全体指導を行う。
- (4) 人権教育年間指導計画及び道徳年間指導計画に自他の人権に関する事項及び生命の尊厳についての項目をいれ、取組を確実にを行う。

【児童の実践(教師指導の下)】

(1) 学級活動の活性化

- ◆ 子どもたちで問題点を出して、解決のための手だてを考えていく。
- ◆ 共に喜びを共感できる学級活動を児童自ら立案し、実行する。
- ◆ 様々な思いを交流させる中で必ず互いの良さを認め合う活動を取り入れる。

(2) お互いを尊重しあう環境作り

- ◆ 各行事等の後、振り返りの時間を確保し、互いの頑張りや良さを認め合う。
- ◆ 名前の呼び捨てを無くし、お互いを尊重する環境作りをする。

【家庭での実践(家庭との連携の下)】

解決には、子どもたちがそうしてしまった背景や、子どもたちにかかるストレスを取り除いていく必要がある。よって、いじめの解決には家庭の協力が不可欠であることを伝え、理解を求める。

(1) 家庭で子どもの様子が気がかりなときは即座に学校へ報告を願う。

(2) いじめに発展しそうな事案は、必ず双方の家庭に連絡する。家庭でも子どもから話を聞いてもらい、学校・家庭が協力して同一歩調でいじめの解決に向けての指導を行う。

4 戸原小学校「いじめ」問題対策委員会の設置

* 「いじめ」対策委員会を校務分掌に位置づけ、いじめの未然防止及び発生時の対応、さらに日頃からの指導の方策について協議する。

「いじめ」問題対策委員会メンバー

校長・教頭・生徒指導担当・養護教諭・該当学年担任・その他事象に応じて構成する。

* 職員会での子ども研究の他、必要時に適宜開催する

「いじめ」問題対策委員会の取組

	「いじめ」問題対策委員会の取組	その他、全教職員での取組
一 学 期	4 ・「いじめ」対応マニュアルの検討 (宍粟市いじめ対応マニュアルを照らし合わせて) ・望ましい集団づくりのための取組検討 5 ・保護者への方針説明(PTA 総会) 6 7 ・1学期の取組反省と2学期以降の取組み検討	・「いじめ」対応マニュアルの共通認識 ・いごごちアンケート(QU)・生活アンケートを実施 →分析→対応 ・職員会の最後の議題として、毎回「児童を語る会」を開催
二 学 期	9 10 11 ・オープンスクール中の人権学習についての内容検討 12 ・2学期の取組反省と3学期以降の取組検討	・夏休み中の児童の様子について情報交換(職員会) ・いごごちアンケート(QU)実施 →分析→対応 ・生活アンケート実施 1年の総括を学校評価に
三 学 期	1 ・学校評価を基にした指導法の改善の検討 2 ・3学期の取組反省と来年度の取組の検討(マニュアル改訂)	・冬休みの児童の様子についての情報交換(職員会) ・いごごちアンケート(QU)実施 →分析→対応 ・1月に生活アンケート実施 1年の総括を学校評価に

いじめ等問題行動に係る関係機関

◎宍粟市教育委員会(学校教育課)	63-3118
◎宍粟警察生活安全課	62-0110
◎姫路こども家庭センター	079-297-1261
◎宍粟市役所社会福祉課	63-3067

5 戸原小学校「いじめ」対応マニュアル

【いじめを認識したらどうする？】

児童からの訴え 日々の観察 家庭・地域からの報告

いじめに発展する可能性のある事案・いじめの把握

生活指導担当に報告

校長・教頭に報告

【いじめ問題対策委員会の招集】

(校長・教頭・生活指導担当・養護教諭・該当の担任ほか)

・事実確認の方法 対応方針の決定 関係機関との連携

全教職員で情報の共有

・事案の報告 対応方針の共通理解

関係機関との連携

* 宍粟市教育委員会

・事実把握

・対応への助言

・指導の経過

・適宜現状報告

※軽微なものも教委報告

* 宍粟警察生活安全課

62-0110

* 市役所社会福祉課

63-3067

当該児童への事実確認（生指担+担任）

～必ず複数で被害者の視点を忘れない～

①被害児童への面接

②加害児童への面接（一人ずつ）

* 個別に行う * 記録を残す

* 児童の力関係等に配慮する

* 威圧的態度での指導はしない

家庭訪問（被害児童）

複数名で対応のこと

・把握した事実関係の報告

・対応方針の説明

【いじめ問題対策委員会で協議】

・被害、加害児童及び周りからの聞き取りした事実を確認

(いじめの全体像の把握)

・被害児童・加害児童及び両保護者への対応協議

・学校全体指導の内容協議

全教職員で情報の共有

・事案の経過について

・今後の対応策について共通理解

・今後の見守り体制についての確認

家庭訪問（被害）

・経過報告

(現在の児童の様子を具体的に)

・加害児童への指導内容説明

家庭訪問（加害）

・事実の報告

・指導内容の説明

・今後について

連携して支援することを要請

解決に向けた対応・情報共有のサイクル

経過観察：被害児童へのサポート継続、家庭訪問による経過・児童の様子報告

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む。

(2) 重大事態の取り扱いについて

○重大事態の取扱いについて、以下の事項を徹底する

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- ・被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。